

# 1. こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について (関連資料 1 参照)

- こども家庭庁の創設に関しては、昨年12月に閣議決定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(資料 1 参照)に基づき、
  - ・ こども家庭庁設置法案(資料 2 参照)
  - ・ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(資料 3 参照)を2月25日に閣議決定したところ。
  
- 基本方針においては、こども家庭庁は、こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として設置するものであり、その任務は、「こどもが、ひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもとこどものある家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護」としている。
  
- こども家庭庁は、こども政策の「強い司令塔機能」を担うこととしており、具体的には、
  - ・ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局とし、これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化するとともに
  - ・ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化することとしている。
  
- また、こども家庭庁が所管する法律・事務については、現在、各府省庁が所管している法律・事務のうち、
  - ・ 主として、こどもやこどものある家庭の福祉・保健等の支援、こどもの権利利益の擁護を目的とするものは移管する
  - ・ こども家庭庁が所管するこども政策とそれ以外の政策分野をともに含んでいるものは共管とする
  - ・ 国民全体の福祉の増進等を目的とするものや、教育の振興等他の政策分野に関するものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整を行うことを基本としている。また、こども政策に関し他省に属しないものの企画・立案・実施を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、

新規の政策課題に取り組んでいくこととしている。

## 2. こども家庭庁設置法案について（関連資料2参照）

### 【「こども」の定義】

- こども家庭庁の任務、所掌事務等を定める設置法案においては、必要な支援が18歳や20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われることを基本理念としていることを踏まえ、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義している。

### 【所掌事務】

- 分担管理事務（こども家庭庁が自ら実施する事務）
  - これまで内閣府や厚生労働省で担ってきた、保育及び養護、保健の向上、虐待の防止等を規定しているほか、
    - ・ 「小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」を規定し、この規定に基づき、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針を作成し、政府内の取組を主導していくこととしている。
    - ・ 「地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保」は、就学後も含めた地域における居場所づくりを規定したものであり、こども家庭庁が政府において中心的役割を担うこととしている。
    - ・ 「こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」は、こどもの事故防止に関する事務等を所掌することとしている。
    - ・ 「いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備」は、学校外でのいじめを含めたこどものいじめの防止を担い、いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進することとしている。
- 内閣補助事務（こども家庭庁が総合調整を行う事務）
  - これまで、内閣府では、「子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的政策・少子化の進展への対処に関する事項の企画及び立案並びに総合調整」、「子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整」を主として行ってきたところ、こども家庭庁では、これらに加え、「こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に

関する事項等の企画及び立案並びに総合調整」を新たに規定し、こどもに関することはすべてこども家庭庁が政府部内の総合調整を行うことを明確にした。

#### 【審議会等】

- 厚生労働省の社会保障審議会児童部会や内閣府の子ども・子育て会議の機能等を引き継ぎ、こども政策に関する重要事項等を審議する「こども家庭審議会」を設置することとしている。  
また、特別の機関として内閣府に置かれている、少子化対策会議等の閣僚会議をこども家庭庁に移管する。

#### 【施行日等】

- こども家庭庁は、令和5年4月1日の設置を予定している。
- また、「施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」旨の検討規定を設けている。

### 3. こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について（関連資料3参照）

- 本法案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行うもの。
- この中では、
  - ・ 学校教育法及び児童福祉法を改正し、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を定める際の内閣総理大臣と文部科学大臣の相互の協議規定を設ける
  - ・ こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣を必ず置くこととする規定を整備する等の改正を行っている。
- 今後、両法案が国会で審議され、可決・成立した後、組織体制の詳細、

具体的な事務フローの検討等を行っていく予定である。こども政策の具体的な実施においては自治体において中心的な役割を担っていただいているところであり、今後ともこども家庭庁設置に関する情報の共有等を行っていくこととしているので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひしたい。

## 子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント (子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

- 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻く環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

### 今後の子ども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。
- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけでなく、我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。
- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

## こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどももまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

## こども家庭庁の基本姿勢

- ① **こどもの視点、子育て当事者の視点**  
こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ② **地方自治体との連携強化**  
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③ **NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働**  
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

## 強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有することも政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

## 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

## 新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

## 体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

### 企画立案・総合調整部門

- ▶ **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
  - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
  - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
  - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- ▶ **必要な支援を必要人に届けるための情報発信や広報等**
- ▶ **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
  - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
  - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

### 成育部門

- ▶ **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
  - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
  - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- ▶ **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
  - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
  - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
  - ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- ▶ **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
  - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
  - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
  - ・ 児童手当の支給
- ▶ **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

### 支援部門

- ▶ **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や程度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
  - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
  - ・ 児童虐待防止対策の強化
  - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）等
- ▶ **社会的養護の充実及び自立支援**
- ▶ **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- ▶ **障害児支援**

### スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期（令和5年4月1日）に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

### こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

## こども家庭庁設置法案の概要

### 趣旨

こども（心身の発達過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こも及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

### 概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
3. こども家庭庁の所掌事務
  - (1) 分担管理事務（自ら実施する事務）
    - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
    - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
    - ・こどもの保育及び養護
    - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
    - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
    - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
    - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
    - ・こどもの保健の向上
    - ・こどもの虐待の防止
    - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
    - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
  - (2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）
    - ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
    - ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
    - ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
4. 資料の提出要求等
  - ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる
5. 審議会等及び特別の機関
  - ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管
6. 施行期日等
  - ・令和5年4月1日
  - ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘察し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする



## 趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

## 概要

### 1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整備を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等の機会に関する法律 等）

### 2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整備を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する  
※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

### 3. 経過措置

- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

### 4. 施行期日

- ・ こども家庭庁設置法の施行の日（令和5年4月1日）